## (20) 福利施設使用規程

(趣旨)

**第 1 条** 明石工業高等専門学校福利施設(以下「福利施設」という。)の使用については、施設等管理 規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

- **第 2 条** 福利施設は、学生及び職員の福利厚生、研修、集会等のために使用することを目的とする。 (事務担当)
- 第3条 福利施設に関する事務は、学生課において担当する。

(損害賠償)

**第 4 条** 福利施設を使用する者が、その責任に帰する理由により、施設設備及び備品を破損若しくは減失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第5条** 福利施設の各室の使用については、前各条によるほか別に定めることができる。

## 附則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

## 附具

この規程は、昭和61年6月7日から施行する。